

お知らせ

交通災害共済

▼8月は一斉加入月間 家族そろってご加入を

交通災害共済は、利益を目的としない住民相互の共済制度で、公団体が運営している安心、有利な制度です。

現在加入している交通災害共済の共済期間は8月31日までです。

平成30年度の加入申込期間

8月6日(月)～31日(金)

加入方法

区長・自治会長さんを通じて配布した申込書に記入し、会費を添えて市民課または各出張所に提出してください(申込書は市民課・各出張所にもあります)。

※市内幼稚園、こども園、小・中学校に在籍している場合は、会費が安い「集団加入」をすることができます。6月期に加入ができなかった方は、学校などを通して早めに申し込みをしてください。

見舞金の対象となる事故

自動車やオートバイなどによる交通事故で、自動車安全運転センターから交通事故証明書が発行された事故(原則として人身事故扱い)

☎ 市民課

0475(80)1271

年会費
700円
死亡見舞金
150万円

◆共済期間と年会費

申込日	共済期間	会費(1人あたり)
平成30年8月31日まで	平成30年9月1日～平成31年8月31日	700円
平成30年9月1日以降	加入申込日翌日～平成31年8月31日	加入月により700円～100円

◆見舞金の額

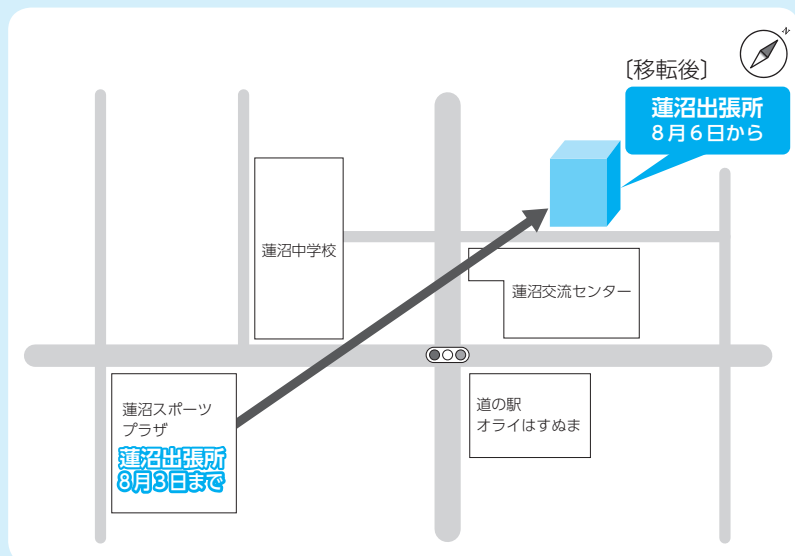
死亡見舞金	150万円
傷害見舞金	入院・通院実日数により2～50万円
身障見舞金(1級または2級)	傷害見舞金のほか50万円
交通遺児見舞金	交通遺児1人につき10万円

蓮沼出張所・社会福祉協議会蓮沼連絡所が、 8月6日から『旧蓮沼保健センター』に移転します

蓮沼出張所・社会福祉協議会蓮沼連絡所が、蓮沼スポーツプラザから旧蓮沼保健センターに移転します。また、それに伴い「旧蓮沼保健センター」の名称が「蓮沼出張所」へ変更となります。

蓮沼スポーツプラザでの業務終了日
8月3日(金)
蓮沼出張所での業務開始日
8月6日(月)

移転後庁舎所在地
〒289-1892
山武市蓮沼ハの233番地
※電話番号およびファクス番号は
変わりません。



☎ 蓮沼出張所 0475(86)3111 社会福祉協議会蓮沼連絡所 0475(86)3126
FAX 0475(86)2761 FAX 0475(86)3129

お知らせ



健康・福祉

乳がん・子宮がん検診を 受けませんか？

市では8月から乳がん子宮がん検診(集団検診)を実施します。

費用 乳がん検診 12000円

子宮がん検診 8000円

一部日程について、まだ空きがあり、受診予約が可能ですので、昨年度検診を受けていない方や今年度まだ申し込みをしていない方は健康支援課までお問い合わせください。

◆女性とがんの関係

生涯のうち乳がんを患う日本人女性は12人に1人とされています。市では40歳代と50歳代の方はマンモグラフィと超音波検査の交互検診を行っています。毎年検診を受けていただくことで、どちらか一方の検査では発見しづらい異常を見つけやすくなります。乳がんは早期発見により適切な治療が行われると、良好な経過が期待できますので、定期的な検診受診と自己検診を心がけましょう。

子宮頸がんはHPV(ヒトパピローマウイルス)に感染することが原因と考えられていますが、感

染しても必ずしもがんになるというわけではありません。がんになるとしても感染からの期間は5年から10年以上と言われており、定期的に検診を受けることでがんになる前の段階で診断することが可能となります。

健康支援課

☎0475(80)1171

「介護予防・生活支援サービス事業」を利用してみませんか？

介護予防・

生活支援サービスとは？

65歳以上で、要支援1・2の認定を受けた人や、基本チェックリストにより生活機能の低下がみられる人が利用できるサービスです。なるべく自立した暮らしを続けるためにも、積極的に利用しましょう。

◆訪問型サービス

- ・ホームヘルパーが居宅を訪問し、身体介護や生活支援を行います。

- ・地域住民やボランティアが主体となり、ゴミ出しなどの生活支援を行います。

◆通所型サービス

- ・通所介護施設で、日常生活上の支援や、生活行為向上のための

支援を行います。

- ・地域住民やボランティアが主体となり、レクリエーションや運動の場を提供します。

- ・生活機能を改善するため、運動器の機能向上や栄養改善などの短期的な指導を行います。

詳しくは、山武市地域包括支援センターへお問い合わせください。

山武市地域包括支援センター

☎0475(80)2643

献血にご協力をお願いします

献血は身近にあるボランティアです。より安全な血液を安定的に確保するため、皆様のご理解とご協力をお願いします。



日時 8月7日(火) 午前10～11時45分・午後1～4時

場所 成東保健福祉センター

※輸血された方のお礼のお手紙を市のホームページに掲載しますので、ご覧ください。

HP <http://www.city.sammu.lg.jp/soshiki/27/kenketsu.html>

健康支援課

☎0475(80)1173

後期高齢者医療制度 葬祭費の支給申請は お済みですか？

後期高齢者医療保険の被保険者が亡くなり葬祭(火葬のみの場合を含む)を行った場合、申請すると葬祭を行った方に葬祭費5万円が支給されます。

葬祭を行った日の翌日から2年を過ぎると時効となり申請ができなくなりますのでご注意ください。

申請方法 葬祭を行った後、次のものを用意して国保年金課または出張所で申請をしてください。

- ①亡くなられた被保険者の後期高齢者医療被保険者証
- ②会葬礼状や領収書など、葬祭を行った方(喪主)を確認できる書類
- ③葬祭を行った方の印鑑(認印可)
- ④葬祭を行った方の預(貯)金通帳(葬祭を行った方以外の口座に振込を希望される場合は、委任状が必要となります)

※他県より転入し、市内の施設等に入所されていた方は、被保険者証の発行元の市区町村での申請となる場合があります。

国保年金課

☎0475(80)1142



国民年金保険料の 5年後納制度が終了します

国民年金保険料は、納付期限から2年を過ぎると時効により納付することができませんが、過去5年※以内に納められなかった国民年金保険料を納付することができ「後納制度」が9月まで実施されています。



後納制度を利用することで、年金額を増やすことや、年金の受給ができなかった方が受給資格を得られることがあります。

制度の利用には9月28日(金)までに申し込みが必要です。詳しくはお問い合わせください。

注意事項 60歳以上で、老齢基礎年金を受け取っている方は申し込みができません。

※過去5年とは、納めようとする月前5年以内の期間です。

(例)平成25年8月分は、平成30年8月末まで納付可能
ねんきん加入者ダイヤル

千葉年金事務所

☎0570(003)004
☎043(242)6320

国民健康保険加入の方へ

医療費が高額になりそうときは「限度額適用認定証」の申請手続きを

医療費が高額になりそうときは「限度額認定証」の申請手続きをしておく、次に該当する方は、「限度額認定証」を医療機関の窓口にて提示することにより、1カ月(1日から月末まで)の窓口でのお支払いが自己負担限度額までとなります。



1. 70歳未満の国民健康保険加入者で国民健康保険税の未納のない方

《自己負担限度額(月額)》

区分	所得区分	自己負担限度額
ア	所得 901万円超	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%【多数回該当:140,100円】
イ	所得 600万円超901万円以下	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%【多数回該当:93,000円】
ウ	所得 210万円超600万円以下	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%【多数回該当:44,400円】
エ	所得 210万円以下	57,600円【多数回該当:44,400円】
オ	住民税 非課税世帯	35,400円【多数回該当:24,600円】

◎表中の「所得」とは、基礎控除後の「総所得金額等」になります。(所得の申告がない場合は区分アとみなされますのでご注意ください。)

◎表中の「多数回該当」とは、過去12カ月の間に、同一世帯で4回以上該当したときの4回目以降の限度額になります。

◎入院時の食事代や保険適用外の差額ベッド代などは対象外です。

2. 70歳以上75歳未満の国民健康保険加入者の方

《70歳以上75歳未満の方の自己負担限度額(月額)》

所得区分		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
①現役並み所得者	現役並みⅢ(所得690万円以上)	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%【多数回該当 140,100円】	
	現役並みⅡ(所得380万円以上690万円未満)	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%【多数回該当 93,000円】	
	現役並みⅠ(所得145万円以上380万円未満)	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%【多数回該当 44,400円】	
②一般(①および③以外)		18,000円 【年間限度額 144,000円】	57,600円 【多数回該当 44,400円】
③低所得者	低所得Ⅱ	8,000円	24,600円
	低所得Ⅰ	8,000円	15,000円

◎低所得Ⅱ…同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税の世帯に属する方(低所得Ⅰを除く)

◎低所得Ⅰ…同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税で、各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる世帯に属する方

※所得区分が現役並みⅢまたは一般の方は申請の必要はありません

3. 世帯の国民健康保険加入者全員(国民健康保険に加入していない世帯主も含む)が住民税非課税の方

住民税非課税世帯の方は、医療費のほかにも、下記のとおり入院時食事代の標準負担額が一般(住民税課税世帯)に比べ減額できます。

《入院時食事代の標準負担額》

所得区分	入院時の食事代(1食あたり)	
一般(住民税課税世帯)	360円	
区分オまたは低所得Ⅱ	90日までの入院(過去12カ月の入院日数)	210円
	90日を超える入院(過去12カ月の入院日数)	160円
低所得Ⅰ	100円	

※手続きに必要なもの

・保険証 ・印かん(認印)

※認定証の有効期限は毎年7月31日までとなります。すでに交付されている方も引き続き認定を受ける場合は、再度申請が必要となります。

※1月2日以降に転入された方は、1月1日現在にお住まいであった市区町村の「所得証明書(非課税証明書)」をお持ちください。

☎・☎ 国保年金課 ☎0475(80)1143

お知らせ

「特別児童扶養手当」などの所得状況届・現況届が必要です

次の各手当を受けている方は、所得状況届・現況届が必要です。現況届等の提出が無い場合は、8月分以降の手当が受けられなくなります。

◆特別児童扶養手当 家庭で障がいのある児童(20歳未満)を介護している父母または養育者に対して支給する手当です。

支給月額 1級 5万1700円
2級 3万4430円
(所得制限あり)

◆特別障害者手当 著しく重度の障がいが重複している状態であり、日常生活で常に特別な介護を必要とする20歳以上の在宅の方(本人)に支給する手当です。

支給月額 2万6940円
(所得制限あり)

◆障害児福祉手当 著しく重度の障がいの状態にあり、日常生活で常に特別な介護を必要とする20歳未満の在宅の方(本人)に支給する手当です。

支給月額 (所得制限あり)
1万4650円

なお、届け出が必要な方には、届出書等を郵送させていただきます。

すので、内容をご確認のうえ、8月10日(金)から9月11日(火)までの間に、必ずご提出ください。

社会福祉課

☎0475(80)2614

児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費等助成の現況届等が必要

◆児童扶養手当

現在、児童扶養手当の認定を受けている方(支給停止中の方を含む)は、現況届が必要です。

現況届は、8月1日の現況を確認し、児童扶養手当を引き続き受けられるかどうかを確認するためのものです。提出が無い場合は、8月分以降の手当が受けられなくなります。なお、2年以上届け出がない場合は、手当の支給を受ける権利がなくなります。

また、手当支給開始から5年(または支給要件に該当してから7年)を経過している方は「児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書」および関係書類もあわせて提出してください。

※届出が必要な方には、7月末に届出書等を郵送していますが、届いていない場合にはご連絡ください。

児童扶養手当とは 父母の離婚などにより、父親または母親と生計を同じくしていない児童を養育している母子家庭および父子家庭などの生活の安定と自立を支援し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です(所得制限あり)。必要な申請書類は個々の状況により異なりますので、詳しくは、子育て支援課までご相談ください。

◆ひとり親家庭等医療費等助成

ひとり親家庭等医療費等助成制度を利用されている方の助成の有効期限は、7月31日(火)までです。引き続き、この制度の利用を希望される方は届け出が必要です。

届け出されない場合は、8月分からの助成制度を利用できなくなります。

※この助成制度を利用されている方には、7月末に申請用紙を郵送していますが、届いていない場合はご連絡ください。

提出期間 8月1日(水)～31日(金)

(土日、祝日を除く)

休日受付 8月26日(日) 午前9時～午後5時

☎0475(80)2631

障がい者を虐待から守りましょう

障害者虐待防止法では、虐待を受けた(または受けている)と思われる障害者を発見した場合は、警察等へ速やかに通報することが義務付けられています。

◆虐待の種類

身体的虐待 暴行、正当な理由なく身体を拘束するなど

心理的虐待 暴言、無視など

経済的虐待 本人のお金を勝手に使う、必要な生活費を渡さない、使わせないなど

放棄、放置 食事や入浴、洗濯、排泄などの世話や介助をしないなど

性的虐待 無理矢理わいせつな行為をしたり、させたりするなど

◆虐待の種類

養護者による虐待 家族、親族、同居人による虐待

障害者福祉施設従事者等による虐待 障害者福祉施設や障害福祉サービス事業所で働いている職員による虐待

使用者による虐待 雇用している事業主などによる虐待

☎0475(80)2614



子育て・教育

第2回親業講座を開催します

子どもの心を理解し、温かい親子関係・兄弟関係を築くための参加型講座です。子育てのコツやすぐに役立つ具体的な方法を身につけます。保護者はもちろん、子どもに関わる方の参加も歓迎します。

日時 8月22日(水)

午前9時30分～11時30分

場所 さんぶの森

中央会館視聴覚室

※託児申し込み締め

切り8月16日(木)・

要予約

申・問 生涯学習課

☎0475(80)1456



産業

東金労働基準監督署に

「労働時間相談・支援コーナー」を設置

東金労働基準監督署では、働く方々の労働条件の確保・改善を目的とした「労働時間相談・支援コーナー」を新たに設置しました。



暮らし・環境

環境影響評価準備書・住民等意見への事業者見解縦覧

「成田空港の更なる機能強化に係る環境影響評価準備書」について、住民等から提出された意見への事業者見解を記載した書類を縦覧します。

縦覧期間 8月14日(火)～28日(火)

※土・日曜日は除く

時間 午前8時30分～午後5時15分

場所 企画政策課空港みらい対策室(松尾出張所)・環境保全課、

蓮沼出張所、千葉県環境政策課

問 空港みらい対策室

☎0479(80)7115

千葉県環境政策課

☎043(223)4138



同コーナーでは、主に中小企業の事業主の方に対し、法令に関する知識や労務管理体制についての相談への対応や支援を行っています。窓口相談、電話相談どちらも受け付けていますので、お気軽にご相談ください。

受付時間 午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日を除く)

場所 東金労働基準監督署(東金市田間65番地)

☎0475(52)4358

中小企業のみなさまへ

先端設備等導入計画および固定資産税の特例措置等

国内産業の生産性の向上を短期間に実現することを目的とした「生産性向上特別措置法」が平成30年6月6日に施行されました。

事業者は、市の導入促進基本計画に沿った「先端設備等導入計画」を作成し、認定を得ること

で固定資産税の特例措置等の支援を受けることができ

ます。

※「先端設備等導入計画」

等導入計画」

等導入計画」

等導入計画」

等導入計画」

等導入計画」



働き方改革に取り組み中小企業・小規模事業者を支援

国の委託事業として「働き方改

革推進支援センター」が開設され

ました。就業規則の作成方法、非

正規雇用労働者の処遇改善、過重

労働対策、賃金規定の見直し、労

働関係助成金の活用等について、

個別相談、メール相談、電話相談

を行っています。

受付時間 午前9時～午後5時(月

～土曜日)

場所 千葉働き方改革推進支援

センター(千葉市中央区新田町

6-6 荒井ビル3階A室)

☎043(304)6133

お知らせ

成田空港周辺地域をよくする
活動を応援します

成田空港地域共生・共栄会議では、広く一般から成田空港周辺地域の共栄につながる協働事業を募集します。

選定された事業は、事業実施団体と共生・共栄会議の共栄ワーキンググループが協働で実施することとします。

対象事業 成田空港周辺地域の地域振興、観光振興または景観形成等につながる事業であって、対象地域のうち2市町以上を含む事業とします。

対象地域 成田空港周辺地域(成田市、富里市、山武市、香取市、多古町、芝山町、横芝光町、栄町および神崎町)

実施期間 事業の実施期間は、平成31年4月1日～平成32年3月31日までとします。

負担金の額 1事業に対し負担金として交付する額は100万円以下とします。

選定事業数 合計2事業を選定します。ただし1団体につき選定される事業は1事業です。

募集期間 8月1日(水)～10月1日(月)必着

詳細については、ホームページをご覧ください。

☎ <http://www.naria-kyousei.gr.jp/>

成田空港地域共生・共栄会議
☎ 0479(85)7715
(平日午前9時～正午、午後1～5時)

結婚新生活を支援します

市では、少子化対策の強化などを目的として、新婚世帯が新生活を始める際の新居の住居費や引越し費用を補助します。

補助対象となる方(概要)

①平成30年1月1日以降に婚姻届を提出し、受理された夫婦

②夫婦共に婚姻日における年齢が34歳以下かつ世帯の所得が340万円未満(所得証明書をもち、平成28年1月1日から12月31日までの夫婦の所得合計金額)

③対象となる住居が市内にあり、夫婦ともに当該住居の住所地に住民登録されていること

④夫婦共に市税の滞納がないこと

補助の対象となる費用
・住居費：結婚を機に新たに物件を購入または貸借する際に要した費用

・引越し費用：引越し業者等へ支払う実費

補助額 住居費と引越し費用を合わせた額を対象とし、一世帯あたり30万円を上限とします。

なお、住居を購入した場合は最大50万円まで補助します。

☎ 企画政策課

☎ 0475(80)1131

農地の出し手を募集中です

規模を拡大したい担い手に貸し付ける農業振興地域内の農地を探しています。農業からのリタイアを考えている、相続した農地の管理に困っている、水田をやめて畑に専念したいなどの理由により、貸したい農地がある方は、農地のある市町村または、公益社団法人千葉県園芸協会(農地中間管理機構(以下機構))にご相談ください。

また、賃料の徴収、支払いは機構が行います。希望する受け手がいる場合もご相談ください。

地域の農地を一定割合(二割超)機構に貸す場合や、個人が一定の要件を満たす場合、協力の交付が受けられます(別途市町村に申請が必要)。

詳細はお問い合わせください。

☎ 農林水産課
☎ 0475(80)1211
(公社)千葉県園芸協会農地部
☎ 043(223)3011

Jアラート(全国瞬時警報システム)による情報伝達訓練実施

津波や武力攻撃等の災害時に、

Jアラート(全国瞬時警報システム)により国から伝達される緊急情報を、防災行政無線の放送等により確実に市民の皆さんへお伝えできるように全国一斉に情報伝達訓練を実施します。

なお、情報伝達訓練では、防災行政無線(屋外スピーカー・戸別受信機)の放送および山武市安心安全メールを配信します。

訓練日時 8月29日(水)午前11時

防災行政無線放送内容

・上りチャイム
・「これは、テストです」×3回
・「こちらは防災さんむです」
・下りチャイム

※山武市安心安全メールは、「防災・国民保護情報」の受信を選択されている方を対象に配信します。

☎ 消防防災課

☎ 0475(80)1116



防災士になって、地域の 防災リーダーになりませんか

市では防災士資格取得の費用に
助成金を交付します。

防災士とは

地域のさまざまな場で減災と地
域の防災力向上のための活動が期
待され、そのために十分な知識・
技能を有する人でNPO法人日本
防災士機構が防災士として認証し
た人を防災士といえます。

防災士の主な役割

防災士には家庭・職場・地域の
さまざまな場で多様な活躍が期待
されています。その役割は大きく
分けて3つあります。

- ①災害時の公的支援が到着するま
での被害の拡大の軽減
- ②災害発生後の被災者支援の活動
- ③平常時の防災意識の啓発、自助
および共助活動の訓練

助成対象者

- ・市内自主防災組織の一員である者
- ・ボランティア精神が旺盛であつ
て市長が認める者

助成対象経費および助成の額

- ①日本防災士機構が認証した研修
機関で実施する防災士研修講座
受講料
- ②日本防災士機構が実施する防災

士資格取得試験受験料

- ③日本防災士機構への防災士登録料
- ①②③の経費に対し実費を助成します
- ※助成金の交付は、それぞれ1回限り。
- ※会場までの交通費等は対象外です。

防災士資格取得についての詳し

い内容はNPO法人日本防災士機
構のホームページをご覧ください。

HP <http://bousaisi.jp/>

☎ 消防防災課

☎ 0475(80)1116

住宅リフォーム補助

市では住居環境の向上と市内の
経済活性化を図るため、市内施
工業者を利用して、個人住宅のリ
フォーム工事を行う場合にその経
費の一部を補助します。

対象者

- ・山武市の住民基本台帳に登録が
あり、市内に居住している方
- ・世帯全員が市税などの滞納が無い方

対象となる住宅

- ・市内の自らが居住している住宅
(集合住宅等は個人専有部分・店
舗等の併用住宅は個人住宅部分)

対象となる工事

- ・市内施工業者の行うリフォーム
工事で、工費が10万円(消費

税を除く)以上であるもの

- ・本市などで実施している他の補
助制度との併用がないこと
- ・平成31年2月末までに工事を完
了し実績報告ができること

補助金額 補助対象費用の10分の

1の額(上限20万円)

事前申込受付

- ・8月13日(月)～31日(金)まで

※先着順ではありません。

事前申込者多数の場合は抽選を
行います。

※代理の方が申し込みをする場合
は委任状が必要です。

その他

- ・補助金の交付決定前に着工して
いる工事は対象となりません。
- ・補助は同一住宅について1回限
りです。

☎ 都市整備課

☎ 0475(80)1192

道路の管理にご協力ください

◆地域で見守る安全で快適な道路

土木課および千葉県山武土木事
務所では、市が管理する「市道」ま
たは県が管理する「一般国道」およ
び「県道」の道路パトロールを日々
行っています。道路のへこみや亀

裂がないか、カーブミラーなどの
安全設備に支障がないかを確認し
て、必要に応じて補修などを行い、
交通事故防止に努めています。

安全で快適な道路を守るため
に、道路パトロールの徹底を進め
るとともに、市民の皆様には、道
路路面や側溝の異常などの通報の
ご協力をお願いいたします。

◆樹木伐採のお願い

道路や歩道への枝木の張り出し
などにより、歩行者や自動車等の
通行に支障が出る場合があります。
私有地から道路への枝の張り
出しや倒木などは、所有者の責任
で伐採や枝払いするなど早めの処
理をお願いします。枝の張り出し
などが一因となって交通事故が発
生した場合は、所有者の責任が問
われることもあります。

今後は、台風シーズンで雨風が
強まり、より危険な状態が発生し
やすい状況になります。交通事故
を未然に防ぎ、安心して道路を利
用できるように管理をお願いします。

☎ 市道については土木課

☎ 0475(80)1183

☎ 国道・県道については

山武土木事務所
☎ 0475(54)1132

お知らせ

農業用廃プラスチック類の 適正処理

廃プラスチックは排出事業者（農業生産者）自らの責任において適正に処理することが義務づけられており、これらを不法投棄・野焼きすることは法律で禁じられています。

廃プラスチック対策協議会では、農業生産者の皆さんの使用済み農業用プラスチック類について、地域ごとに一斉回収日を設けて回収処理を行っています。

◆回収には産廃処理契約農家の登録が必要です。

◆回収場所・時間など詳しくは、農家組合に配布する回覧で確認してください。

◆ビニールには、農家登録番号を必ず記載してください。

〇一斉回収日

山武地域

8月22日(水) JA日向支所

8月23日(木) さんぶ野菜ネット

ワーク

8月28日(火) 睦岡園芸出荷組

合・ワタミファーム

8月29日(水) 丸朝園芸農協第八

出荷場

8月30日(木) JA睦岡支所

成東地域

10月15日(月) JA成東支所・小

川商店

10月16日(火) JA緑海支所

10月17日(水) JA南郷支所

10月18日(木) JA鳴浜支所

平成31年2月21日(木) 小川商店

(2回目)

平成31年2月22日(金) JA南郷

支所(2回目)

蓮沼地域

10月18日(木) JA蓮沼支所

松尾地域

11月1日(木) JA豊岡支所

11月2日(金) JA松尾支所、J

A大平支所

※搬入上の注意点

①品目ごとに区別して梱包する。

②石、金属、竹片、木片・ゴム類

などは絶対に混入させないこと

(毎年、小さなゴム類などの混入

が有り、現場・工場では非常に

困っています。ご協力お願いいた

します)。

③荷姿や土の付き具合をチェック

し不適切なものは返却いたしま

す。

☎ 廃プラスチック対策協議会事

務局(農林水産課農水係内)

☎ 0475(80)1211

ごみ出し前によく確認 「ごみの出っ方・ごみの分別」

◆可燃ごみ

乾電池、小型家電、電気コード、金属類等を可燃ごみに混入しないよう分別をお願いします。

生ごみはしっかりと水切りをお願いします。

生ごみに水分が多いと焼却する時間が多くなり、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量の増加にもつながります。生ごみを出すときは、十分に水切りをお願いします。

◆ビン・カン・ペットボトル

ビン・カン・ペットボトルは資源として再利用されます。



中身を空にし、水洗いを行い、異物を混入させないように分別をお願いします。

(ビンのキャップは外し金属製のものは不燃ごみで出してください)

◎紙リサイクルの活用

段ボール・新聞・雑誌・紙パックなど使用後にきちんと分別・収集することで古紙として3回から5回は再生可能とされています。紙は大切な資源です。燃やした

り(家庭ごみの焼却行為は禁止です)、ごみとして捨てる前に、もう一度資源として利用することを考えましょう。山武市では、資源回収団体への奨励金制度やリサイクル倉庫(古紙収集場所)の設置などを行っています。皆さんもこのような場所を活用して、ぜひ紙リサイクルにご協力ください。

◎ごみ集積所の利用マナー

集積所は利用者の方が協力して管理しています。きちんと分別をして収集曜日や時間を守りましょう。

☎ 環境保全課

☎ 0475(80)1161



マチイロ

マチを好きになるアプリ

広報さんむ配信中

